

医療事故調査事件の受任について

九州・山口医療問題研究会福岡県弁護団

1 受任の範囲について（医療事故調査の意義）

医療事故調査の受任内容は、ご相談を受けている医療事故について、相手方医療機関に対する法的責任追及が可能かどうか（つまり民事裁判で損害賠償請求の訴えを起こした場合、勝訴の可能性があるかどうか）についての調査及び報告です。

医療事故における責任追及の可否の判断は、現在の相手方の態度如何にかかわらず、カルテ等の医療記録を入手し、医学文献に照らして検討したり、協力してくれる医療関係者の意見を聴くなど、ある程度の調査をしないと下せません。調査なしにいきなり交渉や裁判を起こすことは、損害賠償請求事件の着手金等多額の費用をむだにする可能性もあり、また場合によっては相手方に証拠隠滅の機会を与える危険性もあります。

従って、九州・山口医療問題研究会福岡県弁護団では損害賠償請求の受任に先立ち、医療事故調査という形で受任する方式を採用しています。

なお、医療事故調査は、あくまでも依頼者と担当弁護士との契約に基づいて行われるものであり、九州・山口医療問題研究会福岡県弁護団が依頼者に対して直接責任を負うものではありません。

2 医療記録の入手について

医療事故調査には、医療記録が不可欠です。

医療機関は、個人情報保護法により、患者の求めに応じて医療記録を開示することが義務付けられています。また、厚労省のガイドラインは、死亡した患者の相続人からの開示請求にも応ずるよう指導しています。

まだ医療記録を入手していない場合、まず医療記録の開示を求め、その写しを入手されることをお勧めします。相談の際に医療記録の写しがあれば、医療事故調査を行うべきか否か、よりの確な判断が可能です。

相手方医療機関の態度などから、改竄などによる証拠隠滅の危険性が大きいと思われる場合には、裁判所の決定により医療記録を差し押さえる証拠保全という手段があります。この手続きは、相手方に証拠隠滅の機会を与えない、相手方の意向にかかわらず一方的に記録を入手できるという点で、記録入手のための最も強力な手段ですが、裁判所に決定を下してもらうための証拠として、あなたの陳述書をはじめとする一定程度の資料を整理しなければなりませんし、裁判所や弁護士の日程の関係で、実際に記録を入手できるまでには、相当程度の時間がかかるという問題もあります。

記録の入手方法については、相談担当弁護士とよくご相談下さい。

3 調査方法について

医療記録及びあなたの記憶などの資料に基づいて事実経過を整理し、その上で、相手方との面談、協力医（匿名）からの意見聴取、文献調査等により、法的責任追及の可能性に関する調査を行います。

4 調査手数料及び実費について

調査手数料は原則として一律250,000円（税別）であり、これは、前項で述べたような調査を踏まえ、相手方に対する責任追及が可能かどうか一応の判断を出すまでの委任事務についての手数料です。

ただし、証拠保全（検証）を2カ所以上で行う場合や、遠隔地への出張を要する場合には、350,000円（税別）まで増額されることがあります。

このほかに実費（原則として5万円）をお預かりしますが、これは、交通費、資料代、コピー費用、印紙代（証拠保全を利用した場合）等、調査のために実際に必要となる費用に充てるためのものです。この実費は委任終了時に精算します。従って、実費がこれを越えた場合には、追加していただくことになります。

明細については担当弁護士にお尋ねください。

5 調査結果の報告とその後の進行

(1) 調査事件のまま終了する場合

調査により法的責任追及は困難だと判断した場合、その旨の報告書を添えて報告し、説明します。この場合、医療記録をお返しして、事件を終了することになります。このように、それ以上の受任をすることができない場合もありますが、その場合でも調査手数料は返還いたしません。この点を充分ご理解の上、調査を依頼するか否かを決定して下さい。

(2) 損害賠償請求事件への移行

法的責任追及が可能だという判断の場合、打ち合わせの上、ご希望があれば更に相手方への損害賠償請求の交渉・訴訟等に手続が移行することになります。これは調査とは異なり、損害賠償請求事件になりますので、改めて契約書を作成し、着手金をいただくことになります。

この場合の着手金・報酬については「九州・山口医療問題研究会福岡県弁護士報酬等規程」をご参照下さい。

6 受任後の連絡など

以上、簡単に受任の内容や手続について説明しましたが、これは一般的な説明ですから、委任いただいた事件について疑問な点などありましたら、何でも結構ですから、率直に気軽に担当弁護士にお尋ね下さい。